

千葉県子ども基本条例検討委員会 子どもの意見表明と社会参画検討部会 意見

1 全般について

- ・ 子どもの養育は家庭が基本であるが、地域や社会の大人が子どもを育てるという意識を持ち、その環境を整える必要がある旨を明記すること。
- ・ 子どもの意見表明及び社会参画の推進のために、市が大人・子ども双方に対して啓発を行うことについて規定すること。
- ・ 条例では具体的な規定はできるだけ避け、文言について子どもが理解できるような表現や平易な記載を心がけること。
- ・ 条例制定後は、子どもの意見表明や社会参画について、子どもの理解の助けになる資料等を作成し配布すること。
- ・ 子どもの社会参画や意見反映に関する施策等の進捗状況の調査・研究についても規定すること。
- ・ 障害の有無や国籍にかかわらず、すべての子どもが対象であることは、総則で規定すること。
- ・ 児童養護施設等を退所した子ども・若者について、自立できるまでの間、SNS等を活用しつつ支援を継続するほか、若者団体に対する支援を検討する必要があることを明記すること。

【部会での意見】

- ・ 子どもの安全というものを、大人の管理とか監視という手法ではなく、できる限り寛容な形で見守ることが意見表明、特に社会参画というところでは重要。
- ・ 安心して発言できる雰囲気があれば、子どもが意見を言うことは難しい。
- ・ 地域・社会が子どもを育てるという意識が必要。
- ・ 子どもの意見を尊重することや意見表明の考え方は、これからあらゆる場に啓発して広げていかなければいけない。
- ・ 条例で具体的な規定が多くなると解釈の余地が狭まるため留意が必要である。
- ・ 子ども目線で分かりやすい表現で条文が書かれているということがまず大事。要所は抑えつつ、詳細は細則等で補足。
- ・ 条例は大人が理解しやすいように作り、子ども用に全て平仮名でも読めるようなものを別につくるとかいうことも1つの方法としてはある。
- ・ 子ども・若者の社会参画や意見反映の進捗状況を調査・研究することについても記載する必要がある。
- ・ 障害者や健常者、国籍にかかわらず、すべての子どもが対象であることは、総則の最初の部分で定義することが必要。
- ・ 児童養護施設等を退所した子どもをフォローするためにも、SNSをうまく活

用する必要がある。

- ・こどもの養育は家庭が基本となるため、他者が介入できるための仕組みや啓発等の後押しが必要。
- ・若者団体に対する支援を検討する必要がある。

2 こどもの意見表明の機会の確保

(1) 市やこどもに関する施設における意見表明の機会の確保

- ・こどもが普段の生活の中で、意見表明することができる環境を整備する必要がある旨を明記すること。
- ・児童相談所の一時保護所をはじめ、こどもに関する施設の運営において、市や事業者はこどもの意見を丁寧に聴き、真摯に受け止めるとともに、表情やしぐさ等、言葉以外のものにも留意する必要がある旨を明記すること。
- ・こどもが意見表明する前提として、意思決定に関する支援に留意する旨を明記すること。
- ・こどもが意見表明やSOSを発信できるよう、学校等での取組みについて規定すること。
- ・こどもが容易に意見表明できるよう、こどもが通える距離に拠点となる居場所を整備する必要があることを明記すること。

【部会での意見】

- ・意見表明は何かのイベントのときにこどもの意見を聴くことではなく、日常的に意見を言える環境を作ることではないか。こどもが意見を言える日常にすべき。
- ・こどもの意見を丁寧に聴き取った上でこどもを守ることを規定するべき。
- ・児童相談所の一時保護所等、学校に1年もの間通学できないケースもあり、意見表明について真摯に取り組む必要があるほか、こどもが困ったときに相談ができ、専門機関につなげられる場所が必要。
- ・意見表明については、その前提としてこどもの意思決定の支援が必要である。
- ・学校、教育センター等は地域との連携が課題である。
- ・こどもたち自身が意見表明やSOSを出せるような、・援助希求力を高めるプログラムを、学校の学習の中での位置づけが必要。
- ・学校教育の中で意見表明の練習としてディベート等の訓練が必要。
- ・こどもがスタッフに言いたいことを言えていると思われるアフタースクールについて、意見表明や意見収集の場として活用するという方法はあるのではないか。
- ・札幌市の「施設関係者は、子どもの言葉、表現、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話等を行うように努める」という規定を千葉市でも設けるとよい

のではないか。

- ・子ども食堂等ボランティアが運営する居場所は多くあるものの、常時運営していないため、民間を市が後押しするような形で、こどもが通える距離に拠点となる居場所が必要。

(2) 意見表明が困難なこどもへの配慮

- ・意見表明に関する規定の中で、障害や社会の圧力など、多様な事情により意見を表明することが困難なこどもに対する配慮が必要であることを明記すること。
- ・こどもの思いを受け止めて、代弁者の役割を担う大人や、障害児を援助する大人などの必要性について明記すること。

【部会での意見】

- ・こどもの生活事情等に合わせて多種多様にその子どもたちを受け入れるような場所を作ることが大切。
- ・障害、社会の圧力等様々な事情により意見を言うことが困難な状況にあるこどもについて、大人に知らしめるためにも、総則とは別にこどもの意見表明の項目の中で規定するべき。
- ・社会的養護施設にいるこどもや障害のあるこども等は、支援がないために意見表明ができていないのが現状である。
- ・障害児については、支援する体制が制度的に整備されている面もあるため、大人の援助者や支援者が育成され、配置されると良い。
- ・こどもの思いを受け止めて、次の方法を一緒に考えてくれる代弁者の役割を担う大人の存在が必要。

(3) こどもが意見表明を行うために必要なこどもに対する啓発や情報発信

- ・こどもが円滑に意見表明をできるよう、市として必要な情報提供を行うことを規定すること。
- ・家庭や学校で相談できない悩みを相談できる地域のサポート等について、市が情報を整理して提供することが重要であることを明記すること。

【部会での意見】

- ・こどもに対して、意見表明をするための仕組みなどについて情報提供が必要。
- ・家庭と学校との間にあるこどもが相談しにくい悩みを拾いあげるための、地域のサポートや市の施策等についての情報を整理して子どもたちに伝えていく必要がある。

3 こどもの社会参画の機会の確保

(1) こどもに関する施策や事業へのこどもの意見の反映

- ・市の取組みに全般について、こどもの意見や思いを取り入れ、こどもの社会参画を促進するよう取り組むことを規定すること。
- ・市は、こどもの社会参画の促進に資する場所や仕組みづくりのため、市民や地域団体等を支援することを規定すること。
- ・市は、様々な工夫を凝らし、こどもの社会参画に関する意識を高めるよう努めることを規定すること。

【部会での意見】

- ・骨子案では、こどもの意見表明については書かれているものの、それを反映させることについての記述が不足している。
- ・行政全般について、こどもの思いや意見を吸い上げて社会に届けられるようにするべき。
- ・こどもが参画するための場所や仕組みが必要。
- ・自治会が運営する子ども会のような取組みを奨励できると良い。
- ・こどもの多くが所有しているスマホ等に着目してバーチャルな拠点を作れば、それも社会参画の1つの手段になる。
- ・こどもや若者の意見を聴くことで、こども・若者の状況やニーズを的確に把握し、施策の実効性が高まるほか、こどもや若者の自己肯定感が高まることで、社会の一員としての主体性も高まり、民主主義の担い手の育成に資する。